

○東京藝術大学学長候補適任者選定のための意向聴取投票実施
細則

〔平成17年3月17日
制 定〕

改正 平成25年10月24日 平成27年9月17日
令和3年3月18日

(目的)

第1条 この細則は、東京藝術大学学長選考規則（以下「選考規則」という。）第14条に基づき、投票による意向聴取に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(投票管理委員会の構成及び任務)

第2条 選考規則第5条に定める投票管理委員会（以下「委員会」という。）は、各学部教授会構成員から選出された者各3人及び映像研究科教授会構成員から選出された者1人をもって組織する。ただし、学長選考会議構成員を除く。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員会は、学長選考会議（以下「選考会議」という。）が学長候補者の選考を終えたときをもって解散する。

5 第1項の委員選出に当たっては、委員が欠員となった場合補充する者をあらかじめ定めておくものとする。

第3条 委員会は次の業務を行う。

(1) 選考規則第6条に規定する投票資格者の名簿（以下「資格者名簿」という。）の作成

(2) 投票及び開票の立会い。

(3) 投票及び開票の記録作成

(4) その他、投票及び開票に関する業務及びその管理

2 委員長は、開票結果を選考会議議長に報告しなければならない。

(投票用紙)

第4条 投票用紙は、所定の用紙（様式1）を用いなければならない。

2 投票用紙は、投票当日に投票所において資格者名簿と照合確認の上、これを交付する。

(投票の効力)

第5条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの。

(2) 3人以上の氏名を記載したもの。

(3) 氏名及び職名の他他事を記載したもの。ただし、敬称の類を付記したものは、この限りではない。

(4) 何人を記載したか確認しがたいもの。

2 前項に規定するものの他、投票の効力について疑義が生じたときは、委員会がこれを決定する。

(不在者投票)

第6条 選考規則第7条第1項に規定する不在者投票を行う場合、投票資格者は、

書面（様式2）により委員長に申し出るものとする。

- 2 前項の書面は、不在者投票を行う者の所属する部局の長の証明を得るものとする。
- 3 委員長は、不在者投票の申し出があった場合は、請求事由を確認の上、投票用紙及び不在者投票用封筒（様式3。以下「封筒」という。）を交付する。
- 4 投票用紙及び封筒の交付を受けた投票資格者は、投票用紙に必要事項を記入し封筒に入れ、厳封の上、封筒表面に署名し、投票日の前日までに直接又は郵送により委員長へ提出するものとする。

（細則の改廃）

第7条 この細則の改廃は、選考会議の審議を経て、選考会議議長が行う。

（庶務）

第8条 学長の選考等に関する庶務は、総務課において処理する。

附 則

この細則は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年9月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月18日から施行する。

(様式1)

意向投票の投票用紙

(表)

	東京藝術大学 学長候補適任者 意向投票用紙	
	東京藝術 大学印	

(裏)

学長候補適任者		
		氏名
		職名

- (注) 1. 投票用紙の大きさは、A6版とする。
2. 投票用紙の色は、白色とする。

(様式2)

不在者投票申請用紙

年 月 日

東京藝術大学学長候補適任者
意向投票管理委員会委員長 殿

所属部局・職名

氏 名

印

私は、下記の公務により、投票当日学長候補適任者の意向投票ができませんので、不在者投票を申請します。

記

公務内容	
期間	
場所	

上記のとおり公務のため意向投票ができないことを証明します。

年 月 日

(所属部局長)

公印

(様式3)

不在者投票用封筒

<p>東京藝術大学学長候補適任者 意向投票不在者投票用封筒</p> <p>年 月 日</p> <p>東京藝術大学学長候補適任者 意向投票管理委員会委員長 ○○○○ 印</p> <p>不在者投票氏名記入欄 (氏名は自筆により記入)</p>
--

- (注) 1. 封筒は長4とする。
2. 日付は不在者投票をした日を記入する。